

構造NEWS



地域の情報 . . .

- ・リニア駅周辺のまちづくりの方向性(案)が公表されました
<http://goo.gl/5BsV8e>

適判情報 . . .

- ・三重県適判機関の委任状況に関するHPが更新されました
<http://goo.gl/wFqdB4>

ERI情報 . . .

- ・ERIリビューションが名古屋事務所を開設しました
<http://www.s-eri.co.jp/corporate/corp.html>

ERIの構造Q&A



確認審査の構造審査は、
適判機関の審査と、
どこが違うのですか？

平19年国交告第835号の別表に、
「審査すべき事項」(確認審査)と
「判定すべき事項」(適合性判定)が
定められています。
両者に重複する項目も多いのですが、
例えば、使用上の支障に関する計算書や、
使用構造材料などは、確認審査のほうで
審査すべき事項となっていますね。



ERI-1 グランプリ. neo

～耐力壁を有する剛節架構の応力割増～

耐力壁が50%以上の階水平力を負担する場合の剛節架構の応力割増は「柱梁で構成される剛節架構部分の応力(曲げ、せん断、軸力を25%)を割増すんじゃないかっただけ？」



ところが最近「剛節架構の柱のみを割増」すれば建築確認では適法だと判断されるんだよ

えー、確認検査機関の構造担当者の気まぐれなんじゃないの～？



それについては「2015黄色本 p.322及びp.323にH19告594号第2第三号イ 耐力壁を有する剛節架構に作用する応力の割増し」として説明されているんだ



あっ!! p.322の39行目に、「剛節架構の柱に一定の耐力を確保すること」と記載されているんだが、前の2007黄色本p.288には「剛節架構について一定の耐力を確保すること」となっていて文章が前後で変わっているぞ



「2015黄色本では剛節架構部分の柱それぞれについて、支える重量に $co=0.05$ 以上のせん断力が作用した際の当該柱の応力度が許容応力度以下となること」と記載されており、さらに「そのせん断力に見合う曲げモーメントも柱が負担できるようにする。」となっているんだ

黄色本の内容が2007年版と2015年版で変わっていたから、最近では適法となるんだね～



尚、ひび割れに伴う剛性低下を適切に考慮した非線形増分解析による本告示の適用除外は変わってはいないよ～



イエスバイ



四国は株式会社ワナベエインターテックシステムズを3割。

編集後記



夏本番真っ只中です。皆さんいかがお過ごしですか。さて、今回のERI-1グランプリ. neoでは、黄色本が改訂されていた事例でした。そんなマイナーチェンジは見過ごしやすいかも。今後も「そんな知らなかったがね」ということを発掘しお届けできたらと思います。



7/23
庄内緑地のハス